

製品評価技術基盤機構・主婦連合会・NPO法人関西消費者連合会

「製品安全概論-製品安全対策の基礎知識」について

製品評価技術基盤機構 生活・福祉技術センター
長田 敏

1. 機関の紹介と教育活動の趣旨

東京会場を担当する主婦連合会は、1948年に「おしゃもじとエプロン」をシンボルに誕生し、戦後の消費者運動をリードしてきました。不良マッチ追放主婦大会をきっかけに誕生した全国組織の消費者団体です。

関西会場を担当するNPO法人関西消費者連合会は、1962年に商品についての調査・研究、公正な情報の提供及び普及啓発を通して、消費者の利益を保護し、消費生活の向上を図ることを目的として誕生した消費者団体です。

東京と関西両会場において講師を担当する製品評価技術基盤機構（NITE）は、

- (1) 暮らしに密着した製品の安全情報収集・提供・標準化等の生活安全分野
- (2) 国際基準に合致した認定業務等の適合性認定分野
- (3) 化学物質総合管理のナショナルセンターとして貢献する化学物質総合管理分野
- (4) 微生物を中心とした生物遺伝子源利用の基盤整備を行うバイオテクノロジー分野

の4つの分野において仕事を行っている機関です。

これらの分野のうち、NITE生活安全分野においては、消費生活用製品等(家庭用電気製品、燃焼器具、乗物・乗物用品、レジャー用品、乳幼児用品等)が関係して発生した事故で、①人的被害が生じた事故、②人的被害が発生する可能性の高い物損事故、③人的被害が発生する可能性の高い製品の不具合に関する情報、④経済産業省に報告があり公表された重大製品事故などに関する事故情報を収集しています。

製品事故の原因を分析して、経済産業省と連携して製品の改善等のものづくりや製品の回収などの事故対策に貢献することを使命としています。

なお、このような仕事を担ってきた生活・福祉技術センターの名称を、2009年4月から製品安全センターに改称する予定です。

また、近年、消費者が使用する製品の安全性が大きくクローズアップされ、種々の製品事故が顕在化し、これを受けて政府においても、消費生活用製品安全法の2度にわたる改正を行う等、製品安全政策の見直しが行われています。製品安全は、テレビ報道、新聞報道等が増加しており、現在社会に大変関心を持たれています。今や、製品安全に関する知識は、社会人が活動していく上で必要な情報となりつつあります。

このようなことから、東京会場では主婦連合会とNITEが、関西会場ではNPO法人関西消費者連合会とNITEが共催・協力して公開講座を開講します。事故情報関連の内容に止まらず、製品事故の現状、製品事故の防止対策、製品安全における法令・制度などを体系的に製品安全概論として

組み立てています、製品安全に関する社会人の理解を支援すべく、製品事故の現状と製品安全政策について具体的事例に基づき分析考察するとともに、今後の事故防止方策や政策のあり方について論じていきます。

2. 「知の市場」参加の経緯

2007年7月ごろNITE側で、前身の「化学・生物総合管理の再教育講座」で科目開講を行う計画をたてたことがきっかけです。2007年はシラバス作成にとどまったが、2008年4月に入り活動が具体化し、主婦連合会とNITEとの間で運営方法の協議を開始しました。8月26日から「製品安全概論-製品安全対策の基礎知識」をテーマとして社会人のための公開講座を開講し、8月から12月まで15回の講座を行いました。講座を開講するころに2009年以降は知の市場として継承することを知りました。毎週火曜日1回、夜6:30からの開催で、15回にも及ぶ講座にもかかわらず、常に定員の約6~8割の受講者の参加が得られ、一度も休まずに受講された方も多数いました。公募による募集は人気も高く、申し込んだが受講できなかった方々も多かったようです。

こうした受講枠の問題で受講できない事態を少しでも改善したいと考え、引き続き、知の市場に参加することにしました。2009年は、東京・四ッ谷主婦会館会場に加え、関西・八尾市立くらし学習館会場でも開催します。

3. 2009年開講科目の紹介

事故情報関連の内容に止まらず、製品事故の現状、製品事故の防止対策、製品安全における法令・制度などを体系的に製品安全概論として編成しています。

(1) 製品事故の現状 (第1回~第3回)

昭和49年に事故情報収集制度が発足しているが、これに加え、平成19年5月からは、製品事故の報告・公表制度が発足した。これまでの制度の変遷で、事故情報の通知がどのように変化してきたのであろうか。また、発生している製品事故はどのような傾向があるのだろうか。NITEが収集している事故情報を色々な角度から分析し、最近発生した特徴的な事故と原因の具体事例を通じて、製品事故事例を解析する。

(2) 製品事故の防止対策 (第4回~8回)

製品事故の約1/3は誤使用・不注意が原因として分類される。誤使用による事故は消費者の責任と捉えられがちであるが、誤った使い方をされる製品は改良の余地があり、事故につながるものであれば改善の責務がある。誤使用事故防止のために、製品側において安全を担保すべき範囲の考え方、誤使用を防止するための視点、製品設計上の留意点等を論じる。一方、誤使用・不注意が原因となって起こる事故の背景には、製品の安全性に対する過信や危険の認識の低さが事故を引き起こしている場合があり、実際に発生した誤使用事故を考察する。子供の事故ではシュレッダーによる指の切断事故、風呂での浮き輪使用による溺死などがあり、高齢者では燃焼器具の使用による事故が多発しているが、事故の背景などを論じる。

製品のどの部位に危険が存在し、その危険がどの程度であるか特定・評価することをリスクアセスメントといい、事業者、行政において利用されるようになってきている。リスクアセスメント手法、効果などについて論じる。

また、問題のある製品を社会から回収等するためにリコールが行われているが、我が国に

におけるリコールの現状を分析し、リコール制度、リコールの在り方について論じる。

(3) 製品安全における法令・制度（9回～15回）

我が国の消費者行政（製品安全）は国、地方自治体、国民生活センター、NITE等の公的機関が分担して役割を担っているが、その状況を概観。さらに、我が国の製品安全政策、化学物質管理政策の類似点・相違点について考察する。海外先進国はどのように製品安全が担保されているか、我が国との違いも踏まえ論じる。認定・認証制度は国内外ともに一定水準の安全性を担保する役割を担う点で極めて重要である。現状を踏まえ、果たす役割について論ずる。

製品の安全対策を行っても製品事故が発生する場合があります、被害者救済制度の整備が必要である。裁判外紛争処理、1995年に施行された製造物責任法（PL法）について論じる。また、今後の製品安全政策の課題や技術基準の在り方を考察するとともに、階層的規格体系の考え方やあるべき姿について論ずる。

4. その他、抱負

近年、消費者が使用する製品の安全性が大きくクローズアップされ、種々の製品事故が顕在化し、これを受けて、政府においても消費生活用製品安全法の2度にわたる改正を行うなど、製品安全政策の見直しが行われています。製品事故に関してテレビ報道、新聞報道などで報道されることが多くなっており、社会の関心が高まっていることが伺われます。

製品安全とはそもそも何でしょうか。自動車による、死亡者数5,744人（1時間32分に1人）（平成19年度）にもなりますが、自動車の有用性から、社会的に許容されており、リコールされることはありません。鋭利な部分がむきだしの状態の包丁は、鋭利であることが包丁の本来機能であり、危険性は明白であることから、社会的に許容されています。しかし、子どもが使用する製品においては、少しでも危ない部分が存在すると、社会的に許容されず、リコールなどで市場から撤去させられます。危険な製品でも、効用効果の観点から社会に許容されているものが数多くあり、このような考え方の整理をすると製品安全とは何か理解が得られやすいと考えています。

1990年にISO/IECガイド51「安全側面—規格への導入指針」が制定されました。

人間は高い能力を有するにも係わらず、忘れる・気付かない・勘違いなどのヒューマンエラーから逃れられないこと、また、機械も必ず故障するため、人間に規則を守らせる対応だけでは、安全を確保することに限界があることから、ガイド51は制定されたものです。今後、事業者は本ガイドの考え方に沿って、製品を設計・製造・流通させることが、ますます重要になると考えています。

また、本年4月1日から、経年劣化対策もスタートするので、それも講義に盛り込みたいと考えています。

今後、東京会場では主婦連合会とNITEが、関西会場ではNPO法人関西消費者連合会とNITEと一緒に「知の市場」の公開講座を開催し、このような考え方を1人でも多くの社会人に聴いていただき、さらに広げていきたいと考えています。